

平成15年4月21日

各 位

会社名 株式会社 クレスコ  
代表者名 代表取締役会長兼社長 岩崎 俊雄  
(コード番号 4674 東証1部)  
問い合わせ先 取締役経営企画室長 波多腰 茂  
(TEL. 03-5445-5011)

## 新株予約権(ストックオプション)の発行に関するお知らせ

当社は、平成15年4月21日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償にて発行することの承認を求める議案を、下記の通り平成15年6月20日開催予定の当社第15回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めると共に、株主を重視した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役及び従業員に対して以下の 2.に記載の要領に基づく新株予約権を発行するものであります。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 200,000株を上限とする。

##### (2) 発行する新株予約権の総数

2,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

##### (3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

##### (4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により

発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の翌日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び「商法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 128 号)の施行前の商法に基づく新株引受権証券の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

(5) 新株予約権の行使可能期間

平成 17 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日まで

(6) その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

(7) 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

(注) 上記内容は平成 15 年 6 月 20 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会において当議案が承認可決されることを条件といたします。また、新株予約権の具体的な発行内容につきましては、当該株主総会後に開催される当社取締役会において決定いたします。